

「食品廃棄物等多量発生事業者の定期の報告に関する省令（案）」 に対する意見募集（パブリックコメント）の結果

- 1 意見募集期間：令和 6 年 12 月 27 日～令和 7 年 1 月 25 日
- 2 意見の募集結果：3 人（3 件）
- 3 意見の概要：
 - 納品期限の緩和を促進するには、消費者の理解を一層深める必要があるため、事業者に対して遵守状況の報告を課すことは時期尚早ではないか。
 - 「未利用食品等を提供するための活動のために提供した食品の提供量」とは、子ども食堂への食材提供などを報告するということか。
 - 廃棄物を減少させるためには、自給率を上げ、必要な食料を増やせば良いだけである。
- 4 上記の意見については、省令案の内容に影響を及ぼすものではないことから、原案のとおり公布の予定。